

総会議事録（第12回）

1 開催日時 令和7年3月26日（水）14時00分～15時20分（議案審議）

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（33名）

○農業委員（16名）

会長 15番 川本 康代

1番 浅井 和巳 2番 城山 正巳 4番 山口 明美 5番 田川 康浩
6番 渡邊 重徳 8番 福田 文夫 9番 川副 博司 10番 朝長 洋市
11番 田添 利弘 12番 関田 陽子 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真
16番 山田 武人 17番 岩崎 義秀
19番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 岩崎 照美 2番 松尾 慎二 4番 小川 國治 5番 笠寺 幸雄
6番 富浦 春男 7番 林 敏弘 8番 藤本 雅彦 9番 山浦 弘之
11番 井本 忠之 12番 井川 春彦 13番 久保 和幸 14番 瀬戸口裕子
15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 山本 治義 18番 小川 良一
19番 山口 周次

4 欠席委員（5名）

○農業委員（3名）

3番 原口かよ子 7番 一瀬 晃 18番 児玉 賢治

○農地利用最適化推進委員（2名）

3番 小野 重幸 10番 山上 傳

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
報告第3号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
（基盤整備分）
第6号議案 非農地通知の件

6 事務局 局長 長石 弘頭

課長補佐 前田 哲弘

職員 下條 秀政 梶原 良太 高柳 佳祐

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和6年度第12回農業委員会定例総会」を開会いたします。
それでは、総会の開会にあたり、農業委員会 川本康代会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しています。

3番原口かよ子農業委員、7番一瀬晃農業委員、18番児玉賢治農業委員、3番小野重幸推進委員及び10番山上傳推進委員から欠席の届出があります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、4番山口明美農業委員、17番岩崎義秀農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

議案書をお開きください。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目畑、面積1,239㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積963㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番萱瀬、中岳町の農地、地目田、面積308㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、8ページ第3号議案5条6番と関連があります。

4番萱瀬、田下町の農地、地目田、現況畑、面積2,602㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、6ページ第1号議案3条3番と関連があります。

5番福重、寿古町の農地、地目田、合計面積4,679㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第1号議案3条4番と関連があります。

○議長

報告第1号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目畑、面積1,239㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番三浦、今村町の農地、地目畑、合計面積963㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

3番三浦、西部町の農地、地目畑、面積1,775㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、9ページ第4号議案促進計画1番と関連があります。

4番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積1,469㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、18ページ第5号議案促進計画26番と関連があります。

5番鈴田、大里町の農地、地目畑、面積1,183㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、14ページ促進計画11番と関連があります。

6番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積1,182㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、18ページ促進計画28番と関連があります。

3ページをお願いします。

7番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積6,770㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画促進計画4番、9番及び25番と関連があります。

8番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積1,362㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画促進計画27番と関連があります。

9番鈴田、大里町の農地、地目畑、面積1,120㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画5番と関連があります。

10番鈴田、大里町の農地、地目畑、合計面積3,827㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、促進計画促進計画33番と関連があります。

4ページをお願いします。

11番萱瀬、田下町の農地、地目田、面積2,602㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、6ページ第1号議案3条3番と関連があります。

12番福重、寿古町の農地、地目田、合計面積4,679㎡です。契約者は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第1号議案3条4番と関連があります。

○議長

報告第2号について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、5ページ。報告第3号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

1番竹松、富の原2丁目の農地、地目田、面積269㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、願出人が貸家2棟及び駐車場を造成する計画で、令和6年12月に転用許可を得ていたものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消し願が申請されたものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

報告しました内容について、事務局による現地確認を行うとともに、転用計画の実施見込みがないことが申請者から確認されたため、申請が適当であると判断し、農業委員会会長専決により県あてに進達を行い、本年1月24日付けで取消承認されたことを報告します。

なお、本件は7ページ4条2番と関連があります。

○議長

それでは、報告第3号について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

報告第3号を終わります。

次に、6ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番三浦、日泊町の農地、地目畑、合計面積 5 7 1 m²、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買によりを譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、1 番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

この件は、地区役員 4 名で見てまいりました。なかなか農地を管理できる方がいなかった所で、畑として利用をされるということで、何も問題がないと考えられます。皆様のご意見よろしくお願いします。

○議長

1 番三浦について、ご質問等はありませんか。

○委員

これは申請された写真を赤い線で囲まれていないので、どこなのかよく分かりません。

○三浦地区委員

写真右側のガードレールと向こうの奥に、真ん中のところにガードレールがありますがその手前側が今回の申請地と考えていただいて結構です。それと左側の方は、道路標識がある向こう側になります。

○議長

場所が分かったところで、1 番三浦について他にご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番三浦は許可することとします。

続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今村町の農地、地目田と畑、現況は一筆が雑種地となっています。合計面積653㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買によりを譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地外の農地です。取得後の農地は、普通野菜を計画しています。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

補足説明いたします。譲受人は、田植機、コンバイン、乾燥機、粃摺り機を持たれて一生懸命やられております。水田も見たとところ綺麗にされております。申請地は、譲受人のすぐ下にあります。この人なら大丈夫と思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

2番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番三浦は許可することとします。

続いて、3番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

田下町の農地、地目田、面積2,602㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買によりを譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地です。取得後の農地は、水稻を計画しています。

○議長

それでは、3番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

ここは、この前の日曜日に委員 5 名で見てきました。譲受人は、やる気十分な方です。申請地は、基盤整備の中で現在借地で譲受人が管理しておりました。今回、売買で譲受けるということで、何ら問題はないと思います。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

○議長

3 番萱瀬について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3 番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3 番萱瀬は許可することとします。

続いて、4 番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

寿古町の農地、地目田、合計面積 4, 6 7 9 m²、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため売買によりを譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。農振内農用地です。取得後の農地は、水稻を計画しています。

○議長

それでは、4 番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

この件は、昨日地区の委員全員で見てまいりました。農地としての売買ということで何ら問題ないかを見てまいりましたが。米を作り、関東圏に出荷する予定でおられるようです。何ら問題はないと思います。以上です。

○議長

4 番福重について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番福重は許可することとします。

続いて、5番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

弥勒寺町の農地、地目田と畑、合計面積4,006㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。

本件は、受贈者が、親族から農地を贈与により譲り受けるものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。全筆、農振内農用地です。取得後の農地は、水稻と果樹を計画しています。

○議長

それでは、5番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

この件は、昨日委員全員で見てまいりました。譲受人は、福重地区で若手の農業者として頑張っている方で、親族からの贈与という事で、申請地もきちんと管理されておりましたので、何ら問題はないと判断してまいりました。以上です。

○議長

5番福重について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、5番福重は許可することとします。

次に、7ページ。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 番萱瀬、荒瀬町の農地、地目畑、面積83㎡。併用地である申請者所有の宅地を含む全体面積は313.01㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は用水路へ放流。水利組合から同意を得られています。汚水、生活雑排水は、公共下水道に接続。隣接する農地は、南側にあります。

資金については、住宅融資審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、1 番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

日曜日に現地へ行ってまいりました。今回、駐車場を作るということで、奥の方に家が建っているのを取り壊して、そちらの方に平屋の方を建てるという計画です。

隣接する農地は、1メートルぐらい上になるので日照等影響はないと考えられます。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

1 番萱瀬について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番萱瀬は許可相当とします。

続いて、2 番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

富の原2丁目の農地、地目畑、面積269㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が借家2棟、入居者用駐車場等を造成する計画です。

本日、報告第3号で農地法第4条の規定による許可処分の取消願の承認報告をした申請地となります。許可の取消願は本年1月に事業断念としておりましたが、今回事業の採算が見込めるとして、改めて転用申請が提出されたものです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.3m、盛土0.1mから0.3m、舗装を施すとしています。雨水排水は、西側道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局から説明ありましたとおり、本件は昨年末に1度申請が上がりました。地区の委員全員で確認して、支障ない旨を報告したところです。今回の計画は前回の計画を踏襲したものですし、近辺の状況も何ら変わっておりませんので、前回同様、何ら支障ないものというふうに判断をしてみました。以上です。

○議長

2番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番竹松は、許可相当とします。

次に、8ページ。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目畑、面積359㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は、使用貸借権の設定です。

本件は、使用借人が自己住宅木造平屋建を建築する計画です。

タブレットをご覧ください。地区の指定は都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとしています。雨水排水は北側の既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、住宅融資仮審査の結果通知を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

24日に4名で現地確認をしました。使用借人は、親族で今村に住宅を建てるということです。水路も説明のとおり北側にあります。それで下水道は、南部下水道に流すということで何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

今村町の農地、地目畑、面積29㎡。申請者は記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が隣接するアパート用の来客駐車場2台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとしています。雨水は、自然流下。隣接する農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

24日に三浦地区の農業委員、推進委員4名で見てまいりました。昔に隣接の川の護岸工事の際に、調査があったようです。その時、境界の錯誤、誤認があったようでこの29㎡の農地ができ上がったという次第です。周りに、農地は一切ございません。何ら問題はないと

見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

2番三浦について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番三浦は、許可相当とします。

続いて、3番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、水田町の農地、地目畑、合計面積1,173㎡。併用地である宅地等を含む実測面積は、2,512.94㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地10区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.7m、擁壁を設けるとしています。雨水は、南東側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、北西にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

こちらは昔、譲渡人の親さんは農家をされていましたが、現在は息子さんが管理をされていました。管理が困難となられて、このような形で分譲宅地を作る申請をされたようです。北側に畑等がありますが、定期的に草を刈られる程度で問題はないと見てまいりました。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

3番西大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とします。

続いて、4番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

諏訪2丁目の農地、地目畑、面積2,292㎡。併用地である山林を含む全体面積は、2,807㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地12区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.4m、盛土最高0.4m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、東側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地は、南と西側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

先日、地区の委員で現地を見て来ました。今回の申請地は、東側が市道に接しておりまして、北側が宅地。南側の半分くらいは宅地です。説明がありましたように、西側の上の方と南側の半分ほどが農地と接しております。申請地の周りはブロックで仕切られていますが、防除計画では擁壁をつくるとなっておりますし、左側が道となっておりますので特別問題はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

4番西大村について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。

続いて、5番萱瀬を議題とします。

○事務局

5番萱瀬、宮代町の農地、地目畑、面積2,394㎡。申請人は、記載のとおりです。契約は、売買です。

本件は、譲受人が営む建設業の資材置場を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第1種農地です。集落接続を確認しています。

被害防除計画では、現状のまま利用するとしています。雨水排水は、自然流下。簡易トイレを設置するとしています。隣接する農地は、南側にあります。

資金については、土地売買領収書及び預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、5番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

この場所は、宮代町の中で非常に高い所にあります。もともと県営の事業で開墾した畑だと思われます。事務局に確認したいのですが、農振地域内の1種農地に該当すると思いますが間違いありませんか。また、横の方に市所有の土地が細長くありますが、現地確認のときに境界の確認ができませんでした。市の土地は確保するようにしていただきたいと思います。

すでに耕作放棄地になって数十年経っているので、いろいろ障害がなかったら問題ないということで、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

事務局から、回答をお願いします。

○事務局

萱瀬地区の現地確認後に、事務局に問い合わせをいただきました。補足説明ありましたように、県営事業での畑造成という事で第1種農地と判定をさせていただきました。ただ、農振内ではありますが、農用地外となっております。また、市道との境界が非常に分かりにくかったため、事務局も周辺の市道を歩き回りまして、境界は法面の上にある事を確認でき

ましたので、ご報告いたします。以上です。

○議長

5番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番萱瀬は、許可相当とします。

続いて、6番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

中岳町の農地、地目田、面積308㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は贈与です。

本件は、受贈者の福利厚生・研修施設の駐車場8台分を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域外、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとしています。雨水排水は、東側の国道側溝に放流。隣接する農地はありません。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、6番について、萱瀬地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

申請地の調査を先週委員で確認しました。近くに、譲受人の研修所があるので、その駐車場にということで申請されています。雨水は国道の道路側溝の方に排水するように計画されているようなので、周辺の水についての影響は大丈夫だと考えました。

周辺の農地は、水田がありますが、ほとんど耕作されていない状況です。土地利用計画の図面にありますが、里道が西側、北側に通っています。ここは、現地の境界がはっきりしていません。また、西側は水田の石積みを現状のまま利用されるのか、補強工事をされるのか問題が残るように感じました。これについて、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

6番萱瀬について、ご質問等はありませんか。
里道が入っているのですか。

○萱瀬地区委員

地図で言えば北側西側なんですが、現地では境界がわかりにくい状態でした。

○事務局

事務局も現地確認で気づいておりましたが、里道を外した部分が計画地になっていますので、法定外公共物、農林整備課の方と協議しまして、施行前に指示をもらいたいと思っています。境界部分がはっきりしてないと思いますので、事務局からそこは指示をいたしたいと思います。

○萱瀬地区委員

お願いしておきます。

○議長

他に何かご質問、皆様からご質問などありませんか。

それでは、お諮りします。

6番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番萱瀬は、許可相当とします。

続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

宮小路1丁目の農地、地目畑、現況 宅地、面積78㎡。申請者は、記載のとおりです。
契約は賃貸借権の設定です。

本件は、違反転用の追認案件となります。

顛末書によると、平成7年に当該農地に隣接する農地の所有者から事業用地として賃借する農地転用許可を受け、当時の賃借人が事業を行っていましたが、今回事業を継承するため建物登記の手続きを進めている中で、建物等の一部が申請地への越境が発覚したため違反状態を是正するため農地転用許可の申請を行ったとしています。

顛末書が提出され、2月21日に県に違反転用の報告を行い、長崎県農地転用事務指針第4条の1(3)「簡易手続き相当の違反案件の基準」のうち「③人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地である土地」に該当すると、2月28日付けで「簡易追認」として県の判断があったため、今回追認転用申請がなされたものです。

追認する内容は、現状のまま中古車販売店の事務所、作業場敷地として使用する計画で

す。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状まま利用するとしています。雨水排水は、事業用敷地内の既存ため枡から西側の国道側溝に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。

隣接農地は、賃貸人の所有する農地が東側にあります。

資金については、現状のまま利用されるため必要ありません。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

日曜日に、現地確認をしてまいりました。申請地は、図面の台形のような形のところが違反転用になっているということです。すでに、ここはコンクリートが張っており、事業用地になっている状況です。申請地と畑の境界には、ブロックが積んであり畑には何か問題があるようなことにはなっていません。また、今回の申請に顛末書も提出されておりますので、何の問題もないかと思って見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

7番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

小路口町の農地、地目畑、面積423㎡。併用地である、譲渡人所有の雑種地、宅地を含む全体面積は1,150.08㎡。申請者は記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地5区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高0.5m、盛土最高0.40m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、南側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

今、事務局が説明されたとおりです。併用地は宅地であり、この奥の方に申請地の農地がありました。この農地につきましては、周辺に何ら問題ないと見てきました。水路につきましては、大雨のときに流れるぐらいの水路ですので何ら問題ないと考えております。ご審議をお願いします。

○議長

8番竹松について、ご質問等はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

○議長

次に、9ページ。第4号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

今月は、8件の集積配分計画となります。時間の都合上新規分のみのご説明とします。

9ページをお願いします。2番から4番鈴田、利用権を設定する農地は、大里町の農地、合計面積4,346㎡。借入申込者は、市内で6.2ヘクタールの農地を営営しています。借入地は水稻を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

10ページをお願いします。6番鈴田、利用権を設定する農地は、平町の農地、面積615㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。

利用権を設定する農地は、平町の農地、面積1,592㎡。借入申込者は、イチゴを計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

7番鈴田、利用権を設定する農地は、平町の農地、面積460㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

8番松原、利用権を設定する農地は、松原本町の農地、合計面積1,790㎡。借入申込者は、普通野菜を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

11ページから12ページをお願いします。9番松原、経営移譲のための利用権設定です。松原2丁目の農地、合計面積28,617㎡。借入申込者は、イチゴ、みかん、水稻等を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

3月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第4号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第4号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は計画のとおり要請することとします。

次に、13ページ。第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件（内倉地区基盤整備）」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

促進計画は、第4号議案と同じ農地中間管理事業となります。13ページから19ページの利用権設定を受ける農地については、現在、基盤整備事業が進められている「内倉地区基盤整備」内の区画工事が完了された一部の圃場について、みかんの苗木の定植を行うため、仮換地のため新たな地番により利用権設定を行うものです。

利用権設定を受ける農用地欄に記載されている、仮地番及び従前の登記地番は記載のとおりとなります。

19ページをお願いします。3月の内倉地区基盤整備内の促進計画は全109筆、面積合

計欄に記載のとおりです。当該地区の仮換地は3期に分けて行われる予定です。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第4号議案は計画のとおり要請することとします。

次に、20ページから34ページ。第6号議案「非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

先月の総会において、非農地判断の予定リストを配布いたしましたが、今回の非農地通知議案では、三浦の一部地域について、地積調査の成果である面積や地番図の反映がなされていないことが確認されたため、日泊町、溝陸町、及び今村町は今回の非農地通知から一部を除外しています。また、各地区の委員方から個別に事務局に指摘がありました、所有者情報の修正等も反映しました。

第6号議案の非農地通知の件については、令和6年度の利用状況調査の結果、各委員方に非農地と判定された農地について審議をお願いするものです。

次に、非農地と承認された後の、手続きについてご説明します。今回の総会で承認された後、土地所有者等に対して、非農地通知書を発出し、農地に該当しない旨の通知、登記地目変更のお願い及び法務局からの案内を同封します。

農業委員会としては、今回判定した農地は、農地台帳から非農地として取り扱う事になります。なお、農振農用地内で非農地とされたものは、市農林水産振興課と協議を済ませています。

今後、通知を受けた土地所有者は、非農地通知書を持参して法務局において手続きを行えば、地目の変更登記が可能になります。もし、各地区の委員方へ農地の所有者から手続きについて相談を受けられた場合には、地目の変更をしてもらうように回答をお願いします。

その他、分からないことは農業委員会事務局に確認するようにお伝えいただければと思います。

なお、法に基づき、県、法務局、市税務課に対して非農地通知の一覧を送付することにな

っています。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

それでは、非農地通知の件について、皆さんから何かご意見・ご質問はありませんか。
大変筆数が多くなっております。各地区の場所、住所と確認をお願いします。

<資料確認>

○議長

他に何か皆様からご意見ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案に記載された農地については、非農地と判断し、これを通知することとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。